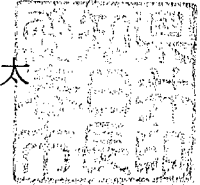


27 春 建 第 535 号
平成 28 年 3 月 31 日

社団法人 愛知県建設業協会 様

春日井市長 伊 藤 太



「春日井市開発行為等に関する指導要綱」の改正について（依頼）

立春の候、貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、当市におきましては、法令で定める諸手続きを行う前に、市長に対して事前協議書を提出し、この要綱に定める事項について協議を成立させることを事業者
にお願いしています。

つきましては、現指導要綱で対象としている建築物等の見直しを図り、平成 28 年
4 月 1 日から施行することとしましたので、貴会の会員の皆様に周知いただきます
ようご協力をお願いいたします。

添付図書	春日井市開発行為等に関する指導要綱（平成 28 年 4 月 1 日）	1 部
	開発行為等に関する指導要綱改正概要	1 部

春日井市 まちづくり推進部 建築指導課
電話 0568-85-6328（直通）

春日井市開発行為等に関する指導要綱改正概要

◎ 共同住宅に保育施設の設置を義務付け及び事業所内保育施設の設置を推進する旨を新設

(保育施設等)

第27条 事業者は、共同住宅の計画戸数が100戸以上の開発行為等を行う場合は、保育施設等を設置しなければならない。ただし、地域の状況等から市長が必要ないと認める場合は、この限りではない。

2 事業者は、事業所を整備する場合は、保育施設等の設置に努めなければならない。

○ 指導要綱の用語の定義に保育施設等を追加

(定義)

第2条 略

(1)～(9) 略

(10) 保育施設等 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する小規模保育事業、放課後児童健全育成事業及び事業所内保育事業の用に供する施設をいう。

◎ 住宅地開発事業者に町内会等への加入促進について協議する旨を新設

(町内会等への加入促進)

第32条 事業者は、住宅地として開発行為等を行う場合は、入居者の区・町内会・自治会(以下「町内会等」という。)への加入に努めなければならない。

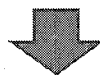
2 前項の事業者は、入居者の町内会等への加入について町内会等と協議し、その結果を市長に報告するものとする。また、協議の結果、新たに町内会等を設立する場合には、その設立が円滑に行われるように努めなければならない。

◎ 敷地面積(区画)の基準において、連続建住宅地の基準を削除(第7条)

連続建住宅地(長屋建住宅地)について、戸当たり最低敷地面積100㎡以上の確保を指導してきたが、都市計画法開発許可基準に準じ、表中の連続建住宅地の基準を削除する。

(改正前)

区分	市街化区域		市街化調整区域	
	規定値	特例値	規定値	特例値
戸建住宅地	160㎡	120㎡	200㎡	160㎡
連続建住宅地 (一戸当たり)	120㎡	100㎡	120㎡	120㎡



(改正後)

区分	市街化区域		市街化調整区域	
	規定値	特例値	規定値	特例値
戸建住宅地	160㎡	120㎡	200㎡	160㎡

その他の条項についても、一部改正する。

春日井市開発行為等 に関する指導要綱

平成28年4月1日

春日井市

目 次

- 1 春日井市開発行為等に関する指導要綱
 - 第1章 総則（第1条－第4条）
 - 第2章 開発行為等の基準（第5条－第17条）
 - 第3章 公共施設（第18条－第22条）
 - 第4章 公益的施設等（第23条－第29条）
 - 第5章 周辺対策（第30条－第36条）
 - 第6章 事前協議等（第37条－第42条）
 - 第7章 雑則（第43条）
- 附則
- 2 春日井市開発行為等に関する指導要綱に基づく基準